



児童関係の各種手当など 該当する方は申し込みを



市や国、都は、児童を養育している方を対象に各種手当の支給や医療費の助成などを次の表のとおり行っています。なお、所得制限がある手当等があります。くわしくは市ホームページをご覧ください。



■新たにこれらの手当等を受ける方

子ども政策課手当・医療費給付係（市役所 1 階21 番窓口）で申請が必要です。

■すでにこれらの手当等を受けている方

現況届の案内が届いた方は、忘れずに提出してください。

☎子ども政策課手当・医療費給付係・内線1347

対象者・支給要件と手当月額等（令和8年4月1日現在）

学齢前	乳幼児医療費助成
小1～中3	義務教育就学児医療費助成
高校生等	高校生等医療費助成
高校生年代まで	児童手当

市内に住む学齢前の乳幼児を養育している方で、乳幼児が健康保険に加入している方に助成。
【助成内容】保険給付が行われた医療費の自己負担分

市内に住む義務教育就学期の児童を養育している方で、対象児童が健康保険に加入している方に助成。
【助成内容】保険給付が行われた医療費の自己負担分

市内に住む高校生等を養育している方で、対象の高校生等が健康保険に加入している方に助成。
【助成内容】保険給付が行われた医療費の自己負担分

高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育する方に支給。
【手当月額】▶3歳未満▶第1子・第2子=15,000円▶第3子以降=30,000円▶3歳以上高校生年代まで▶第1子・第2子=10,000円▶第3子以降=30,000円
生計中心者が公務員の場合は、職場での申請となります。

障害のある児童がいる家庭	特別児童扶養手当 20歳未満で、身体障害者手帳1級～3級程度、愛の手帳1度～3度程度の児童、長期間安静を要する病状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童を養育している方に支給（施設に入っている児童や障害を理由とする年金を受給している児童を除く）。 【手当月額】▶1級=58,450円 ▶2級=38,930円
	児童育成手当（障害手当） 次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している保護者に支給▶身体障害者手帳1級・2級程度▶愛の手帳1度～3度程度▶脳性まひ▶進行性筋萎縮症 【手当月額】15,500円
ひとり親家庭	児童扶養手当 次のいずれかに該当する児童を養育する父または母、養育者に、その児童が18歳の誕生日後の最初の3月31日まで（中度以上の障害がある児童は20歳になるまで）支給▶父母が離婚した▶父または母が死亡または生死不明▶父または母が重度の障害（障害基礎年金1級程度）を有する▶父または母に1年以上遺棄されている▶父または母が法令により1年以上拘禁されている▶婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない▶父または母が保護命令を受けた 【手当月額】▶全額支給=48,050円 ▶一部支給=11,340～48,040円▶加算分2人目以降=5,680～11,350円 公的年金受給の場合は、年金の月額分が差し引かれる場合があります。
	児童育成手当 次のいずれかに該当する児童を扶養している保護者に、その児童が18歳の誕生日後の最初の3月31日まで支給▶父母が離婚した▶父または母が死亡または生死不明▶父または母が重度の障害（身体障害者手帳1級・2級程度）を有する▶父または母に1年以上遺棄されている▶父または母が法令により1年以上拘禁されている▶婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない▶父または母が保護命令を受けた 【手当月額】13,500円
	親ひとり親家庭等医療費助成 対象要件は上欄の児童扶養手当と同じ。中度以上の障害のある児童には20歳未満まで助成。対象者は健康保険に加入していることが必要。 【助成内容】保険給付が行われた医療費の自己負担分の一部または全部



病児保育室をご利用ください



お子さんが病気やけがで通園・通学ができないときなどに、市内2か所の診療所内にある病児保育室で一時的に預かります。保護者の方の病気等でも利用が可能です。利用には各施設で事前登録が必要です。くわしくは、各施設のホームページをご覧ください。



▶対象＝おおむね生後2か月～小学3年生▶保育時間＝月～金曜日、午前8時30分～午後5時30分（祝日、年末年始等を除く）

●ぼけっと病児保育室 幸町1-11-3 さいわいこどもクリニック内

☎(536)7333〔電話受付は、月～金曜日、午前10時～午後5時30分〕

●子ども診療所病児保育室ぱおぱお 錦町1-23-25 立川相互病院付属子ども診療所2階

☎(521)2777〔電話受付は、月～金曜日、午前8時15分～午後5時〕

☎保育課給付係・内線1324



子ども委員会委員募集



よりよい立川市にするために、自分たちが関心をもっていることについて話し合い、地域の人に話を聞いたり、調べたりして、意見をまとめ、発表します。

☎市内在住・在勤・在学で小学4年生～18歳ぐらいの方▶委員会＝6月7日、7月12日、9月6日、10月4日、11月29日、令和9年1月10日の日曜日、午前10時～正午（全6回）▶発表会＝令和9年2月13日（土）午前10時～午後3時30分ごろ▶委員会＝市役所2階208・209会議室（時間や場所は、活動内容によって変わる場合があります）▶発表会＝たましんRISURUホール小ホール▶定員15人（抽選）

☎5月11日（月）までに、「子ども委員会委員希望」、住所、氏名、学年、電話番号、在勤・在学の方は勤務先名か学校名、話したいことなどを、各児童館へ直接提出するか、Eメールで子ども育成課子ども育成係・内線1310▶kodomoikusei@city.tachikawa.lg.jpへ

